

公衆浴場法施行条例の一部改正（案）に関する意見募集について

横浜市では、国の技術的助言にあたる「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正されたことを受けて、「公衆浴場法施行条例」の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただくため、次の要領で意見の募集を行います。

1 意見募集期間

令和3年5月11日（火）から令和3年6月9日（水）まで（必着。郵送の場合は消印有効。）

2 意見提出方法

別添の意見提出用紙に住所（区名まで）、氏名、連絡先、御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。

なお、お電話や口頭による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

(1) 電子メール

電子メールアドレス：kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp

（横浜市健康福祉局生活衛生課）

(2) 郵送

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市健康福祉局生活衛生課

(3) FAX

FAX 番号：045-641-6074

（横浜市健康福祉局生活衛生課）

(4) 直接持参

窓口：横浜市健康福祉局生活衛生課（横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 21 階）

3 御意見の取扱いについて

(1) いただいた御意見は、内容を検討の上、条例等改正の参考に利用いたします。また、御意見の内容は、本市の考え方とともに公表します。

(2) 御意見の提出に伴い取得した住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用いたします。

4 注意事項

(1) 御意見につきましては、締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。ただし、郵送の場合は消印有効です。

(2) お電話、口頭での御意見はお受けできません。

(3) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市健康福祉局生活衛生課

電話：045-671-2456 FAX：045-641-6074

※お電話や口頭による御意見は御遠慮ください。